

## 別表八（二）の記載の仕方

- 1 この明細書は、内国法人が法第23条の2（外国子会社から受ける配当等の益金不算入）の規定の適用を受ける場合又は連結法人が令和2年改正前の法（以下「令和2年旧法」といいます。）第81条の3第1項（令和2年旧法第23条の2の規定により同項に規定する個別益金額を計算する場合に限ります。以下同じです。）（個別益金額又は個別損金額の益金又は損金算入）の規定の適用を受ける場合に記載します。

なお、連結法人については、適用を受ける各連結法人ごとにこの明細書を作成し、その連結法人の法人名を「法人名」の括弧の中に記載してください。
- 2 「発行済株式等の保有割合5」は、内国法人が外国子会社（法第23条の2第1項に規定する外国子会社をいいます。以下同じです。）から受ける剰余金の配当等の額（同項に規定する剰余金の配当等の額をいいます。以下同じです。）の令第22条の4第1項（外国子会社の要件等）に規定する支払義務が確定する日（以下「支払義務確定日」といいます。）における同項各号に掲げる割合（以下「保有割合」といいます。）又は連結法人が外国子会社から受ける剰余金の配当等の額の支払義務確定日におけるその連結法人のその外国子会社に対する保有割合を記載します。
- 3 「発行済株式等の通算保有割合6」は、通算法人が法第23条の2の規定の適用を受ける場合には、その通算法人が外国子会社から受ける剰余金の配当等の額の支払義務確定日におけるその通算法人（他の通算法人を含みます。）のその外国子会社に対する保有割合を記載し、連結法人が令和2年旧法第81条の3第1項の規定の適用を受ける場合には、その連結法人が外国子会社から受ける剰余金の配当等の額の支払義務確定日におけるその連結法人（その連結法人との間に連結完全支配関係がある連結法人を含みます。）のその外国子会社に対する保有割合を記載します。
- 4 「9」、「10」及び「13」から「17」までの各欄の括弧の中には、外国通貨で表示した金額を記載します。
- 5 「(9)の剰余金の配当等の額に係る外国源泉税等の額10」は、外国子会社から受ける剰余金の配当等の額に係る法第39条の2（外国子会社から受ける配当等に係る外国源泉税等の損金不算入）に規定する外国源泉税等の額を記載します。
- 6 「損金算入対応受取配当等の額の計算」の各欄は、法第23条の2第2項第1号に掲げる剰余金の配当等の額について、同条第3項又は第4項の規定を適用する場合に記載します。この場合において、令第22条の4第4項又は第5項に規定するその他合理的な方法により計算した金額を法第23条の2第3項に規定する損金算入対応受取配当等の額とするときは、その金額の計算に関する明細を別紙に記載して添付します。
- 7 「益金不算入の対象とならない損金算入配当等の額16」は、法第23条の2第2項第1号に掲げる剰余金の配当等の額について同条第3項又は第4項の規定を適用する場合には「(9)又は」を消し、同条第2項第1号に掲げる剰余金の配当等の額について同条第3項又は第4項の規定を適用しない場合には「又は(15)」を消します。
- 8 「(16)に対応する外国源泉税等の額17」は、法第23条の2第2項第1号に掲げる剰余金の配当等の額について同条第3項又は第4項の規定を適用する場合には「(10)又は」を消し、同条第2項第1号に掲げる剰余金の配当等の額について同条第3項又は第4項の規定を適用しない場合には「又は(10)× $\frac{(14)}{(13)}$ 」を消します。